

# 有価証券報告書の訂正報告書

(金融商品取引法第24条の2第1項に基づく報告書)

事業年度	自 平成18年4月1日
(第27期)	至 平成19年3月31日

## 株式会社ファンケル

(E01046)

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月3日
【事業年度】	第27期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社ファンケル
【英訳名】	FANCL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 成松 義文
【本店の所在の場所】	横浜市中区山下町89番地1
【電話番号】	045（226）1200（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・総務・人事ユニット長 江上 克彦
【最寄りの連絡場所】	横浜市中区山下町89番地1
【電話番号】	045（226）1200（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・総務・人事ユニット長 江上 克彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月18日に提出いたしました第27期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(6) 取締役の選任決議要件

(7) 取締役会にて決議することができる株主総会決議事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(6) 取締役の選任決議要件

(訂正前)

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

(訂正後)

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(7) 取締役会にて決議することができる株主総会決議事項

(訂正前)

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。これは、機動的な資本政策及び配当政策の実施を可能とすることを目的とするものであります。

(訂正後)

① 当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。これは、機動的な資本政策及び配当政策の実施を可能とすることを目的とするものであります。

② 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役、監査役及び会計監査人（取締役、監査役及び会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役、監査役及び会計監査人が、その期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。